

会 議 録

会 議 の 名 称		第2回福津市障がい者施策推進協議会
開 催 日 時		令和5年11月1日(水) 10:00 から 11:45
開 催 場 所		福津市役所本館2階 庁議室
委 員 名		(1)出席委員 中山健、後藤朋子、占部幸子、中嶋敏郎、麻生辰廣、 花田敏秀、浅井あかね (2)欠席委員 津留英智、飯野信子、杉本みぎわ
所管課職員職氏名		福祉課 課長 青谷哲也 福祉課 障がい福祉係 係長 花田清衣 福祉課 障がい福祉係 係長 笹田泰弘
会 議	議 題 ( 内 容 )	(1)「第7期福津市障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」(案)について (2) 福津市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画に関する調査票の結果について (3) その他
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0名
	資料の名称	・次第 ・資料1 第7期福津市障がい福祉計画及び第3次福津市障がい児計画に関する調査票の結果 ・資料2 第7期福津市障がい福祉計画及び第3次福津市障がい児計画における障害福祉サービス見込量の推計 ・資料3 サービス事業所一覧
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録 記録内容の確認方法 会議出席委員による確認 内容に相違ありません。  委員 後藤朋子 ● 委員 花田敏秀 ●
その他の必要事項		なし

## 1. 開会あいさつ

<人事異動に伴う事務局挨拶>

<会議資料の確認>

差し替え分（資料15ページ）追加資料（質問票及び回答）

## 2. 会長あいさつ

○中山会長 本日は、市のほうから次期の計画案ということで提案がなされております。この議題を中心に議論することとなりますけれども、皆様の様々なお意見どうかよろしく願いいたします。

○事務局 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第2条第1項で、附属機関の会議に原則として公開すると定められております。また、同要綱第3条第1項には、附属機関の長が公開または非公開決定することができる定められています。そこで本日の協議会を公開するかについて、協議会に諮りたいと思います。審議していただく内容からも、特段の支障はないと思われまので、公開してもよろしいでしょうか。

<委員一同同意>

○事務局 ありがとうございます。なお、本日の傍聴人はいません。

○事務局 福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第8条第1項により、本日の協議会は、事務局で会議録を作成することとなっております。また、同規則第9条第2項には附属機関の長が指定したのものにより、会議録の確認を得るものとなっております。名簿順にということではよろしいでしょうか。

<委員一同同意>

○事務局 異議がないようですので、後藤委員と花田委員に、本日の会議録の確認と署名を、後日送らせていただきます。なお、福津市障がい者施策推進協議会規則第6条第1項に、協議会の議事運営につきましては、会長が議長になると定められておりますので、これ以降の議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

## 3. 議事

○中山会長 議事が、3つあります。(1)が計画案、(2)が調査票の結果、(3)その他となっておりますけれども、この順番でいきますか。

私見ですが、調査の結果があって計画があるのではないかとと思うところもありまして、まずは結果を議論した後にそれを踏まえた計画案について検討するのが順当な流れではないかと思のですが、皆様いかがでしょうか。

<委員異議なし>

では、この議事を入替え、福津市障がい者福祉計画、障がい児福祉計画に関する調査票の結果についてから、議事を進めてまいります。事務局からこの資料の説明をお願いします。

○事務局 福津市障がい福祉計画、障がい児福祉計画に関する調査票の集計結果という資料になります。先程、司会のほうから説明しました5ページが差し替えになっています。事業所の回答者数等が誤っていましたので、差し替えをお願いします。

前回、第1回目協議会の中で、アンケート案を見ていただき、それに基づき宗像市、福津市、古賀市、新宮町の事業所にアンケートの依頼をしました。期間は9月1日から9月22日で実施しています。調査は相談支援事業所と相談支援事業所以外に分けて行っています。

まずは、相談支援事業所に対する調査から説明していきます。事業所については福津市9事業所、古賀市9事業所、宗像市22事業所、新宮町3事業所と43事業所にアンケートをお願いしました。結果、回答数は16事業所で回答率37%という結果になっています。

結果は抜粋になりますが、実施している事業について障害相談支援を実施している事業所が14事業所、計画相談支援、大人の者の部分の相談事業所が14事業所でした。対象とする障害についても身体障害が15事業所、精神が16事業所、知的が16事業所、難病は15事業所で取り扱っている結果になっています。今後のサービスの見込み量等を推計していく中で、事業所の数量も含め事業の継続について確認を行いました。結果、次年度以降も引き続き継続の予定であるが15事業所、分からないが1事業所でした。

続いて利用者の継続の妨げになっている要因ですが、1番多いのは職員の確保が厳しい、続いて収益の確保が厳しかった。やはり相談支援事業所単体だけで運営していくことは、資金面で厳しく、他の事業所と併設されているパターンが多い傾向が見受けられました。

続いて、2ページ目です。今後の事業所の事業の目標を教えてくださいということで、自由意見での記載のほうをお願いしていましたが、人員確保の補強や研修会への参加の拡充等を今後の事業の目標と捉えてある事業所が多く、やはり人員確保というのが大きいことが見受けられました。あとは、ご覧いただいている内容のとおりとなっています。

続いて事業所の相談支援専門員数ですが、令和2年度から令和5年度にかけて推移を出しております。令和5年度ゼロというのは、令和5年度以降の事業を開設したところがあれば、令和2年度はゼロだったという意味をあらわしております。令和2年度は配置なし4というのはこの時点で4事業所ほど、まだ事業を開設してなかったということになります。

Q7の研修の受講についてです。これは県が実施する障害福祉サービスに係る研修の参加人数ですが、1名のみが参加したところの事業所が多い傾向にあります。ただ事業所が1名で、相談支援事業所としてある事業所もあるので、一概に複数在籍しているのに1名しか受講していないこととは、少し違うかなと、結果のほうは認識しております。

続いて、医療的ケア児コーディネーター養成研修につきましても、コンスタントに修了者数が出てきていると捉えております。

続いて、3ページになります。すみません、Q7と記載していますがQ8となります。福津市の障害福祉の増進のために今後必要なことは何かですが、令和5年4月から福津市の基幹相談支援センターの開設に伴い、今後、緻密な意見交換や情報共有の機会が必要だというふうに事業所と基幹相談支援センターの連携を強く要望されている内容が多かったです。また、特に気になったのが、福津市内事業所の上から4番目ですが、福津市障害支援連携会議の下部会の活性化ということで、サービス提供事業所と連携し行政機関、委託相談等の役割、機能をつくり上げていくことが必要と。国県が示すとおりじゃなくて、福津市としての連携会議、事業所間の連携や情報共有の場ですけれども、これを再考してもいいのではないかという貴重なご意見もありました。

また、事務局側の異動による福祉行政の継続性が課題であるのではないかという意見もありました。

続いて、4ページも同じような内容を記載しています。あと、人事交流が必要だという意見もありました。事業所が1人の事業所だと、なかなか意見交換が出来にくいところがあるので、横の連携をとりたいというような意見もありました。以上が、相談支援事業に関する調査結果の内容になります。

続いて5ページになります。相談支援事業所以外の調査というところです。福津市・古賀市・宗像市・新宮町で調査対象253事業所のうち118事業所から回答がありました。46.6%の回答率ということになっています。

先ほど相談支援事業同様、事業継続につきましては、継続が98事業所、今の時点で何とも言えないが4事業所という結果になっています。

続いて、Q2です。現在、重度障害者、障害児者の受入れ体制を整えているのですが、118事業所のうち、56事業所が受入れ体制があると回答。残り59事業所が今のところは少し出来ていないという回答でした。56事業所の内訳は表に示しています。一部、障害福祉サービスだけではなく地域活動支援事業の日中一時支援、地域活動センターⅡ型も一緒に回答がありましたので、一緒に掲載をしています。

次に6ページです。今後の事業の目標ですが、利用者の確保が、収益等にも関係してくるが原因として出てきています。また就労系の事業所からは、短期での職員の離職が多いため定着を図りたいという意見が出ていました。あとはサービスの質の向上、専門性の専門知識の習得でした。また、新たに事業所における就労施設や相談事業、児童施設等を追加して、事業の拡大を図っていきたいという目標を持たれている事業所もありました。

続いてQ4研修の受講についてです。県が実施するサービスの福祉サービスに関する研修の参加人数ですが、参加事業所数が増えてきており、資質の向上等に努めて務めているあることが見受けられます。

最後7ページになります。先ほどと同じように今後福津市の障がい福祉の増進のためにどうしていくことが必要かですが、やはり困難事例の増加に伴う支援の強化の必要性。あとは事業所数の増設です。児童の増加に伴う児童系サービスが不足しているとの意見があり、放課後デイサービスの多様な方向性を持った事業所を増やしていけたらと思います。

また、基幹相談支援センターに対して、相談できる協力体制ができた等の意見がありました。抜粋ではありましたが以上が、アンケート調査結果になります。また、この結果を計画案に反映させていっております。

○中山会長 資料をご覧になりまして、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

○麻生委員 3ページの3番目、Q8の3番目、基幹相談支援センターですが、これ僕もこの委員になってからですので、もう7、8年ぐらいになりますが、そのときからの念願の懸案でありました。やっと出来たということで、うちの協会のとも多少関連があります。

私どもの協会は身体障害者相談を福津市から委託を受けて行っています。実際、相談内容、相談件数は、年に1、2件です。手帳所持者限定もあり、そういったことでなかなか件数も増加せず、0件の月もかなりありました。その中で、障害者相談自体の存続を思案していたところ、この基幹相談支援センターができ、手帳の所持関係なしになんでも相談できるということで助かりました。

先日人権政策課の会議での報告でも、できて半年ですが300件近くあると聞きました。本当に基幹相談支援センターの意義がありました。

○事務局 補足で、基幹相談支援センターの話が出ましたので現状を報告させていただきます。9月末まで上半期までの結果が出ております。相談件数上半期総数が2,053件です。大方、300、400件ぐらいの件数の相談があつています。1番多い時で523件、8月に相談があつているという状況です。内訳としては、障害者が1,600件程度、障害児のほうは400件程度です。実人数(総件数)は大体、325名の方からの相談があつている状況です。そのうち、新しく新規につながった方が168件で、大方半分ぐらいは新規相談があつていると伺っております。

その内容で1番多いのは、福祉サービスの利用の相談でした。続いて多いのは家計経済、3番目が健康、医療に関することでした。4番目に、不安の解消、情緒の安定5番目は障害の就労に関する問合せがあるといった内容でした。

ですので、大方今の時点でいきますと300件から400件程度コンスタントに、相談が上がってきているというような状況で、この相談を職員6名体制で対応していただいている状況です。

○中山会長 ありがとうございます。そしたら、情報提供が多い相談ですね。

○事務局 伴走型的なものも結構ありまして、引きこもりの方などです。例えば、病院受診への勧奨、マイナンバーカードの取得の伴走であるなどと、フォローされており、そのような対応に対してもすぐ動かれています。

○後藤委員 サービスを利用するにはどうしたらいいですかという相談に来られた方に対して、事業所へ直につなぐのではなく、基幹相談支援センターで事業所の空状況等を把握し、提供するのが1番効率いいと思っています。基幹の方のマンパワーもあるとは思いますが、統括してもらうことで、情報を効率的に提供でき利用者にとってもたらいまわしにならなくて良いと思う。

○事務局 ご意見ありがとうございます。今、2市1町と協議会の中でも事業所の空き状況であるとかを、基幹がある程度アンケートをとって、それを共有できたらということも現在検討段階ではあります。なるべく、たらい回しとかがないように、庁舎内も含めその辺を共有していきたいというふうに思います。

- 中山会長 そのほかいかがでしょうか。資料2については特段説明はよろしいですか。
- 事務局 サービスの中身になるので付屬的に、根拠資料という形でつけさせていただきます。
- 後藤委員 放課後等デイサービスへの利用がとても増えていて、今の福津市の設置してある事業所では、どこもいっぱいで紹介ができない状況になっています。前回の会議の時でもそういったお話があり、どのように増やしていくかということで、今のところ方策はありませんっていうことだったのですが、この見込み量からすると、1.5倍ぐらいに子供は増えそうなので事業所の数も1.5倍ぐらい増やす予定なのでしょうか。
- 事務局 令和2年度に、事業所数が増え過ぎたことにより総量規制がかかっているのは事実です。今回アンケート調査を行い、データをもとに利用者数とかを推計したところ、やはり既に飽和状態であることが事業所からもあがってきました。そこで、令和6年度の開始に向けて事業所を増やす形で、市ホームページに周知させていただいて、少し門戸を広げる方向で動いています。その経過等も含めて次回以降の協議会で、お示しができるかと思っています。
- 後藤委員 今、児童発達支援の支給日数は必要な日数をかなりしっかり理由もつけて、1人のお子さんにつき、保育園に通っている場合は、10日前後ぐらいが上限ででていると思いますが、放課後等デイサービスについては、一律23日が出ているので、必要ない方が使っている状況もあると思います。近隣の宗像市であれば特別支援学校に行っている子たちは23日、支援学級であれば15日。通級であれば、何日という形で段階的に必要に応じて上限が決まっていますので、そういった方法を取り入れれば、総数が一気に増えることも抑えられるのではないかと思います。検討等はいかがでしょう。
- 事務局 まさにそのとおりだと思っています。現在23日でやっていますので、必要な方に必要なサービスが行き渡るように検討していく必要があるかとは思っています。
- 中山会長 ただ、福津市は通級の数が足りてないので、そう通級を利用している子どもに合わせて日数を決めてしまうと不利益となる。通級を利用できる子供の数が絞られてしまうから、不利益になりますね。
- 事務局 会長おっしゃるとおり福津市は児童も、急激に増えてきています。南小、福岡小、津屋崎小と特に過大規模というような形で今、状況が推移しています。教育委員会との連携にもなってくると思うが、その辺も確かに意見としてあろうかと思っています。数が、なかなか難しいところです。例えば宗像市とまた福津市でも児童の増え方は同じではないので、福津市の実情にあったやり方でもいいのかとは思っています。その辺も含め市の中での児童行政というところで考えていく必要があるかというふうには認識しています。
- 後藤委員 そのことで関連して、何でもサービスで補うことに疑問を感じている。学校の中で、充足して生活ができるのであれば、サービスに頼らなくてもいいと思い

ます。また、学校の中の支援員が不足していることで、代わりに事業所が担わされていることもあるので、サービスの利用目的をきちんと精査するべきです。

○事務局 確かに特別教育支援員というのが福津市の非常勤職員として学校に配置とかあるのですが、募集に対して応募がないというのを教育委員会から聞いています。やはりその体制がとれてないということが推察するところがあります。

○中山会長 ほかはよろしいでしょうか。

○占部委員 確認でいいですか。資料3の黄色の事業所一覧のほうで計画相談が9事業所ありますが、同じ事業所が2個ある中での9なので、どこか一事業所が抜けていませんか。

○事務局 基幹相談支援センターが指定をもっているのですが、その分が入れ替わっている可能性がございます。申し訳ありません。

○事務局 補足ですが、放課後等デイサービスで新たにコア1号館が10月1日より開設しています。福津市で初めて重度心身障害児に対応している事業所ということで、後ほど計画案を見ていただきますが、この辺が若干充実をしてきており、実績としては上がってきているかと思えます。あと、30名定員の事業所が閉鎖しましたが、アトリエ福津と新たに開設したコア1番館とで幸い、補填が出来ているという状況です。

○中山会長 それでは調査票の結果についてはよろしいでしょうか。

<他に質問なし>

○中山会長 では、次の第7期福津市障害福祉計画及び第3期障害福祉計画案について、今から、審議したいと思えます。まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局 現在の第6期の福津市障がい福祉計画及び第3期の福津市障がい福祉計画を踏まえた上で、今年度この第7期と第3期の計画を策定しているますので、変更点等を中心にポイントを絞って説明をさせていただきます。ページ数が多いので一旦10ページまでの説明をさせていただきます。計画案の1ページをご覧ください。

今回の計画の策定にあたりまして、近年の社会情勢等の状況を交えながら本計画の上位計画である第3期福津市障がい者計画という6年期間の計画に整合し策定しました旨を記載しています。

続いて2ページをご覧ください。ここでは本計画の位置づけについて記載をしています。記載のとおり本計画は障害福祉サービス相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保、及び障害児通所支援及び障害相談支援の提供体制の確保、障害児通所支援等の円滑な実施に関して定める計画になっています。この障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す実施計画的な位置づけになっていますので、予算根拠等にもなる計画となっています。

3ページになります。今回の計画の位置づけのイメージ図になります。1番上に市のまちづくりの基本計画やまちづくり基本構想という市の全体の計画があり、その

下に地域福祉計画というのが位置づけられています。さらにその下に福津市障がい者計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画などの福祉部門の計画があります

障害のほうは、まず障害者福祉計画という令和3年から令和8年度までの福祉に関する様々な課題について記載している計画に、障害福祉サービスと障がい児福祉サービスの提供体制の確保に関する計画が紐づけされる形式になっています。この第7期の障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画については、右にあります国・福岡県の障害者計画等と連携しながら策定を実施している位置づけになっています。

続いて、SDGsに記載ですが、SDGs未来都市福津に選定されていますのでこれに基づき、この計画を策定していくという旨を記載しております。

続いて4ページになります。ほぼ現計画と変更はなく、市民の参画というところで、今後予定していますパブリックコメントも今後予定をしていくことにしています。なお、パブリックコメントの期間は、今の時点では日程が未定のため、後日決まり次第日付を追記したいと考えております。

続いて5ページになります。障がい者を取り巻く状況ということで、7ページにかけて福津市の人口の推移、障害者手帳の所持者数、また、障害のサービス、福祉サービスを使うために必要な障害区分認定者数などの推移を全て数字とグラフで示しています。

人口はご覧のとおり、4,364人増加していった状況です。逆に手帳の所持者数は若干微増ですが、身体障害者手帳の保持者は微減となっています。ただ逆に精神障害者保健福祉手帳の大幅な増加がこの数字から見てとれるかと思えます。

7ページの下段です。こちらが障害支援区分認定者ということで、人口も増えていっておりますので、それに伴い若干の微増となっています。

続いて8ページです。10ページかけては前回の会議で資料として示してしました。令和5年5月に国が通知した計画の策定基本指針と成果指標に準じ、(1)から(7)の7つの項目で盛り込みをしております。各種目標値についても国の成果目標に準拠し数字を設定しています。

まず8ページですが、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。国の基本指針に基づき、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行するものとし、令和8年度末の施設の入所者数を令和4年度末時点の入所者数の5%削減という目標をここに掲げています。

続いて(2)になります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、今年度基幹相談支援センターが創設し、地域移行支援、地域定着支援の指定事業所指定も受けていますので、今後この基幹の相談体制等を活用していきながら、地域包括ケアシステムの構築を目指していくことを考えています。

ここで修正を入れさせていただきたい項目がございます。1番下に地域定着日数ということで、項目数値を入れていたのですが、この数値目標については都道府県が整数値目標を示すことになっておりましたので、申し訳ありませんが、削除をさせていただきたいと思っております。

続いて9ページです。(3)地域生活支援の充実です。市内相談支援事業所等からも早期の地域生活支援拠点の整備を望む意見も結構上がってきていました。この地域生活支援拠点には5つの項目が掲げられており、この中の相談の項目と、緊急時の受入れについては、早急にと事業所からの意見も出ていますので、できれば令和6年の早々にはこの拠点の整備に結びつけ、運用していきたいと考え協議を進めている状況です。その辺も含めまして、この計画のほうには位置づけをさせていただいております。



続いて(4)福祉施設から一般就労への移行等についてです。これについても国の基準に照らし合わせ、目標数値を設定しています。3年度実績が2名ということですが、かなり少ない数字にはなっていますが、今後増えこの数値を上回っていく見込みで力を入れていきたいと考えております。

また就労移行支援事業修了者に占める②のところですが、一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行事業全体の5割、5割になった事業所を5割、全体の事業所の5割という意味なのですけれども、③の就労定着支援事業の利用率のところ、1年以上就業継続した者の割合が7割となる事業所を福津市内の事業所の25%以上とするというような目標が国の指針でも提示されていますので、計画のほうに盛込んでいます。

続いて10ページになります。障害児支援の提供体制の整備等についてです。児童発達支援センターの設置については社会福祉法人玄洋会さんのほうで設置していただいています。障がい児支援の中核的役割を担っていただいていると思っております。また、インクルージョンの推進を担う保育所等訪問支援の利用体制も事業所結構出てきておりますので、そういったところでの体制確保に努めているというところで思っております。

今後の人口増加に伴う対象者増について、その数を適切に見込みまして、先ほど冒頭に委員のほうからも意見がありましたが、放課後等デイサービスの増設であるとか。体制確保には少しずつ頑張っていきたいと思っております。

続いて、②の重症心身障害児を支援する事業所の確保についてです。これも先ほどお伝えしましたが対応の事業所等も創設されましたが、体制確保には引き続き努めていきたいと思っております。

最後に③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置です。国からもエリアにおいてコーディネーターを配置するように強く要請が当たっているところですが、市も体制整備に向けて、基幹相談支援センターができたこともあり、令和8年度までにはこのコーディネーターの配置に努めていきたいと考えています。また、保健医療障害福祉等の関係機関との連携についても県の新光園が音頭をとって、古賀市、新宮町含めて協議の場を設けるなどしております。

続いて(6)相談支援体制の充実強化等ですが、基幹相談支援センターについては今年度設置しましたので、今後相談支援事業の中核機関として機能させていきたいと思っております。

続いて(7)につきましましては、今回、現計画と同様の内容で、自立支援審査支払システム等を活用しまして、過誤請求をなるべくなくしていきたいという取組を考えていきたいと思っております。以上が、10ページまでの内容の説明になります。

○中山会長 皆様からご意見、ご質問等、いいですか、お願いします。

○麻生委員 5ページで、障害者手帳の所持者数の推移というところで、身体障害者が微減という話であったが、福津市は人口が実際増えているに、その中で身体障害者が微減している要因って何なのか。精神、知的が増えているのに総数が減る要因は何でしょうか。

なかなかわかりませんね。ただ5年かどうかもまだ途中ですけどね、5年がまだどうなるかっていうのはね。増えている可能性もあるしね。

○事務局 申し訳ありませんが、要因がわかりません

- 花田委員 障がい者全体は増えていますよね。国全体で割合がね。福津市は人口が増えているのに、もちろん若い人が多いのでしょうか。でも人口数そのものが減っているのはよく分からないですね。
- 事務局 確かに申請する人はいらっしゃいますが、返納と新規交付の分の差ではないかと考察します。
- 花田委員 全国的には、高齢化が進んでいるから身体障害者は増えているとは思いますが数が減っているのはよくわかんないですね。
- 事務局 推測ですが、たまたま一過性の可能性で、今の実績としての数字ですが、先ほど麻生委員言われたとおり、後年度の結果が出たときにはまた伸びる可能性も考えられます。
- 麻生委員 親御さんによっては子に手帳を交付したくないとかあるかもしれませんね。
- 中山会長 私子どもしかわかんないですけど、療育手帳の該当から外れるっていう例もありますからね。だから減るっていうこともあり得るのでしょうか。
- 事務局 精神の方は、かなり増えてきています。自立支援医療の方も含めてなんですけれどもやはり精神の方に対するそういった届出関係は多いです。
- 事務局 今回第7期ということで、第4期の計画を策定した時も、やはり傾向としては身体に関しては数の伸びに当時も精神、療育の伸び率は高かったという記憶があります。今回は第7期ですが同じような傾向にある。それに対して確かに高齢化であるとか、人口が増えるなどの要件を加味しても減少や横ばいはどうかとを感じるが、今後、次期計画ではどうなっているかですね。また、数字が増えてるやもしれないということはあるのかなというふうに感じています。
- 中山会長 9ページでわかんなかったのは、一般就労移行が、例えば2人3名ですけど、就労定着支援が16とか23っていうことは結局、失敗しているってことですか。
- 事務局 結構利用者数は伸びてきてはいるんですが、なかなか一般就労に結びつかないことが多い傾向にはあります。
- 中山会長 福祉的就労に戻っているっていうか端的に言うと16人のうちうまくいった人は2人で、残りの中にはもう諦めて、また福祉的就労に戻ったみたいな。
- 事務局 そうですけども、いろんなパターンがあるかと思います。
- 麻生委員 福津市自体のA型事業所が少ないですね。

- 事務局 福津市にあったA型事業所が9月で閉鎖になりまして、現在A型事業所が福津市には今ない状況になっています。
- 麻生委員 A型が折角あっても例えば通勤が、例えばそこでヘルパー利用とかすると、なかなか定着が厳しいところがありますね。数値目標で言ったら実績が2人で、3人っていうのが、もう少し4人5人ぐらいいればいいのになと。でも現実問題として出来ないのが、あるのもわかります。
- 事務局 最近聞いたのが定着型を利用されていた方で、一般就労へのサービスの提供申請を数か月後にされたり、なかなか一般就労のほうへ移行できてない状況が見受けられます。
- 後藤委員 就労定着支援利用数の16人の障害の内訳とかわかりますか。
- 事務局 すいません、ちょっとそこまでの数字を申し訳ありません、ちょっと持ち合わせてなくて、後で障害の内訳の方をお示しさせていただきます。
- 中山会長 10ページまでのところは、よろしいでしょうか。続きの説明をお願いいたします。
- 事務局 引き続き11ページ以降を説明させていただきます。11ページ以降は具体的なそれぞれのサービスの種類ごとで、必要な量の見込み及びその見込み量の確保の方策について記載をさせてしています。今後3か年、令和6年度から8年度の計画になります。
- 記載の方法につきましては現計画、6期障がい者計画、2期障がい児福祉計画のものを踏襲して記載をさせていただいています。
- この数字につきましては、資料2で推計見込み値というのを示させていただいていましたが、それに基づいて数字をあてはめて反映させているという状況になります。この必要見込み量については、令和元年度から令和4年度までの実績、一部見込みも含めてですが、伸び率から算出した見込み量を掲載しています。
- 例えば、資料2の居宅介護の欄をご覧くださいませでしょうか。令和6年度の数字が、1,232時間という記載があります。これについては、令和元年度の888時間の実績から令和4年度 1,081時間という実績がありまして、これを統計学的に平均をとらせていただき、令和5年度の推計を出しまして、そこから令和6、7、8年度と、伸び率に基づいて数値算定しています。この数値の端数を切上げて、1,240時間というような形で、10単位に丸め込みをして計画のほうには盛り込みをしています。人数については、厳密には端数切り上げ切り捨てせず生数字を入れています。
- 事務局 16ページをご覧ください。就労選択支援④という箇所があると思います。ここが、新規のサービス事業になります。就労選択支援とは障がい者が就労先や働き方について、よりよい自分で選択ができるよう、アセスメントの手法を活用し、本人の希望とか、就労能力であったりとか、適性に合ったものを選択できるように支援を行うというサービスが新たに提供されていくものになります。

このサービスの開始時期ですが、厚労省のほうでは令和7年10月に事業開始予定とされているようです。従って、令和6年度のところには横線を入れさせていただいて、数字を入れておりません。

また、新規事業ですので、令和7年度以降の実績がなく、この推計がなかなか難しいのですが、この計画に対する県のヒアリングがあったときに、他市町等の話を伺うと、就労移行支援の大体1割程度で見込んでいるところが結構多くありましたので、悩んだ結果、県のアドバイス等により、就労移行支援の利用者の1割程度という形で数字を入れています。なお、令和7年度については、10月からということで、立ち上がり初めになりますので、少なめの数値を入れさせていただいて様子を見させていただきたいと思っています。

続いて、19ページになります。③の施設入所、19ページ説明書の下の箇所ですが、国の指針では令和8年度末までに、令和4年度末で5%以上削減という計画が示されていますので、これに準じて見込みを立てまして、若干減少傾向の数字になっています。ただ実績を見ていただいても、資料2の2枚目中段あたりに(17)施設入所支援があると思いますが、ここの数字見ていただきますと、令和4年度に向けて、若干減少傾向、76、73、73、72と人数は減少傾向になっておりまして、推計値を入れましても大方この5%削減という目標の数字に合致してきておりましたので、この計画は国の指針も照らし合わせた中で、その数値を取り入れさせていただいているという流れになります。

22ページになります。②放課後等デイサービスです。こちらは先ほど後藤委員からもお話がありました通り、かなり利用者が伸びてきており、推計に結構苦慮しているところです。

児童数がかなり増えておりますので、かなりの伸びが見込まれるということで、大方、実績の伸びというよりも、各年度間の増加数、利用者数の平均をとり、数字を盛り込みました。国の示した統計方法どおり計算するとここが6,000人とか7,000人ぐらいになってしまいます。これは令和2年度に、一気に利用者が増えたので、そこを加味してしまうと物凄く計画上乖離した数字があらわれてしまいましたので若干抑え目というところで、数字を見込ませさせていただいています。

同じく、保育所等訪問支援についても、かなりの伸びになっておりまして、資料でいけば、(23)のところですが、令和元年度が2人とかの利用だったのですけれども、令和4年で51人とかかなり利用が増えており、事業所数も増えたことで、かなり利用が増えてきているとことが見てとれますので、ここも実績に基づいて数字を入れさせていただいています。

続いて25ページです。地域生活支援事業の項目になります。障害福祉サービスだけでなく、市町村が独自にいろいろな障がい福祉サービスを提供できる項目なのですが、この部分につきましては大方、現計画と同様の内容になっておりますので、それに準じて、記載をしている状況にあります。

新たに盛り込んだのが(1)基幹相談支援センター事業で、これが令和5年4月に稼働しましたので、これを新たな項目として、1番に入れさせていただきました。

この見込数値、計画数値としては、月ごとの平均相談件数が1番分かりやすい指標でしたので、この中に含めさせていただいています。先ほどもお伝えしましたとおり、大体月平均で300から400ぐらいの件数が来ている中で、実績9月までの実績しかありませんので、その中で見込まざるをえませんが、大方このぐらいの数値で推移していくのではないかと見込みを立てまして、数字のほうを入れさせていただいています。

続いて、29ページ。地域活動支援センターⅡ型になりますが、現在、Ⅱ型は福津市で引受けていただいているのが、水光会と古賀の里さんのほうで、2事業所受けていただいているのですが、古賀の里から来年度は委託を受けないという連絡をいただいていますので、この計画からは1事業所で記載をしています。ただ、古賀の里の利用者はほとんどなく実績も上がってきてない状況でしたので、今後のサービス提供体制に大きく影響が出ないかと思っています。この事業につきまして、事前質問を中嶋委員からいただいていたので後から説明をさせていただきます。説明は以上のとおりとなっております。

○中山会長 ありがとうございます。では、事前質疑回答から説明をお願いします。

○事務局 全部で4つ質問をいただきました。まず質問1についてですが、中嶋委員からいただいたご質問になります。計画案の29ページですね、地域活動支援センターⅡ型の件になります。Ⅱ型の当該事業の対象者は、市の実施要綱で身体知的障がい者に限定をされていて、精神障害者の方が利用出来ないという実施要綱になっています。これにつきまして今後、そこを含むことについて検討があるかということでした。

実は、平成29年度から5期の計画策定の際も中嶋委員から同じ質問をいただいていた、その際、事務局が「今後検討していきます」という回答をしたと把握しております。今回、この計画の策定にあたり内部で協議した結果、近隣宗像、古賀、新宮等の状況を確認したところ精神の方もいるという実態がつかめました。また、精神を除外した経緯について当時の情報をいろいろ調べてみましたが記録として残っておらず、この除外された理由がわからない状況です。精神障害者の方からもⅡ型を利用したいという意向もありますので、この件については、令和6年度以降、全ての障害で利用できるように制度改正をしていきたいと前向きに検討していきたいと考えています。

続いて次にですが、計画は18ページの(3)居住系サービス、グループホームの充実についてになります。質問は「医療ケア児の増加高齢化と障害の重度化に対応するために、24時間介護を受けられる日中支援型グループホームの需要が高まると考えられます。常時介護が必要な方の緊急時の受入れ先も少ないため、充実に向けた取組を進めてほしいと考えます」と意見をいただいています。19ページのこの計画のうち②の重度障害者の必要数という箇所がこの取組の指標になるのかという質問かと認識しています。

回答としては、地域移行の手段として、グループホームの利用というが一助になっていると考えています。次期計画期間においても、このグループホームの利用の拡充が図れるような方策は検討していきたいと考えていますが、今のところ具体的な内容までは詰め切れていない状況です。

ちなみにその重度障がい者の利用数の数値目標の掲載意図ですが、この計画の8ページにもありますが、国の基本方針の活動指標である施設入所者の地域生活への移行等の成果を計る指標の一つとして位置づけていますので、この数値を入れさせていただきます。同様に、他のサービスでも、精神、重度障害者の記載がありますが、同様の成果目標の設定というところで、入れさせていただいているものになります。

従って、ご質問の充実に取り組んでいるかということには、直接には当たらないというふうに認識をしております。ただ、間接的にはそこにつながっていくものとは

と思いますが、直接の意味としてはここに入れているものではないということで、説明をさせていただきたいと思います。

次に26ページになります。(4)自立支援協議会の項目で、見込み量の確保のための方策というところがありますが、この内容に関連して10ページの(6)の②に令和8年度までに、今ある自立支援協議会における個別事例の検討を行う機能を強化しという記載があります。

自立支援協議会の目的である地域課題についての共有、情報を共有し障害者支援の体制整備を図ることを推進していくためには、今あることも含めて検討すべきではないかと考えから、「今ある」という文言を削除してはどうかというご意見です。

それと相談支援事業所に対する調査ですけれども、その3ページQ8の4つ目の意見にあるように、2市1町連携会議その他部会にとらわれず自立支援協議会の目的を推進するため、地域相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、行政機関委託相談等の役割、機構を機能再考することが求められていると思いますという、アンケート結果の記述もあります。

従って、見込み量の方策の箇所では、自立支援協議会の再構築について検討するという方策にしてはどうかという提案をいただいています。

事務局の回答としましては、今の自立支援協議会の中では地域課題の情報共有などの検討がなかなかうまく体制として共有できておらず、地域課題について情報を共有し、障害者支援の体制整備を図ることが大変重要であると認識しております。

そうした意味でも、自立支援協議会全体から見直すという考え方から「今ある」を外すということは、確かな意見だと思いますので、ここについては「今ある」を削除するという事で修正を行いたいと考えています。

26ページに戻って(4)の自立支援協議会の中の見込み量の確保のところですが、事業所からの意見もあるように協議会の在り方については再構築を検討するのも、一つの方策だというふうに事務局も思っています。当市の自立支援協議会が古賀市、新宮町と2市1町の共同設置ということで、両市町との調整も必要と認識していますので、今後ここについては検討していきたいと思っています。

○浅井委員 連携会議の中で、社協は虐待防止センターを受託して以前までしてきましたが、権利擁護部会ってということで部会を運営してきて、一時期コロナ禍のときに、地域課題を含めて検討していこうということで障害福祉研究会とかをやったりはしたのですが、これは令和4年度で終了させた経緯があるので、ここ書いてあったらまだ活動をしていくように思えるので質問させていただきました。

○事務局 権利擁護部会が休止になっているので、現在、福津市は就労支援のみを行っています。いろいろな意見があり、福津市内の事業所の中だけで情報や困難事例の検討を次に生かすことが今できてない状況です。事業所も福津市だけで協議会をつくれるぐらい事業所も増えてきています。当時は事業所が少なかったということで、古賀市、新宮町とタッグを組んでやっていこうというのが、2市1町の自立支援協議会ができた経緯ですけれども、これだけ事業所が福津市内増えてくると動きにくさというものがでてきます。

例えば、地域生活拠点の整備の報告なども自立支援協議会に行いなさいということになっています。そうなってくると、福津市だけで協議会をしていけばそこに上げて福津市のみで動いていけるのが、これが2市1町ですと福津市のみの問題をど

う説明すればいいのかと悩ましいところです。協議会の在り方が過渡期に来ているのは間違いない状況なのかなと市でも考えているところです。

ただ、8年度までにある程度ブラッシュアップしていくものなのか、今あるものを再構築していくのかを今悩んでいるところではあります。

○中山会長 権利擁護部会が今お休み中だということだが、先ほど麻生委員からは、人権に関する相談は沢山あるってことでするので、困りましたね。私自身は差別解消法が民間も義務になっていることと、どう啓発するかも気になっています。

○事務局 その辺が今度は中核機関とかも含めて考えていく必要もあると思っています。中核機関というのは、また新たに権利擁護の関係であったりしますのでそちらも動いていく必要があります。

○中山会長 ネットワーク協議会というのは、基幹支援センターを念頭につくったわけでもっと昔からですか。

○事務局 当時の話でいけば、この自立支援協議会を立ち上げるに当たって、近隣で協議した結果、要は、宗像市も踏まえてって動きもあったのですけれども、宗像市はもう独自でやるという方針だったので、福津市と古賀市、新宮町の2市1町ということで、広域でこの自立支援協議会を立ち上げました。

当時、事業所も今ほど多くなく、結局広域でサービス展開を考えていくことが一つ重要なことでもありましたので、2市1町で連携してやっていきたいと思いますというのがスタートでした。福津市だけで結構、障がい福祉サービスの事業所ってのが、リストもあると思いますけれども、それだけ規模が大きくなっていると、確かに福津市単独で自立支援協議会を持つという、過渡期ではあるのかなと思います。

しかし、一方ではこれまで10年以上近くやってきた古賀市や新宮町との連携というのも構築してきたものもございまして、悩ましいところではあります。

○事務局 質問回答の4です。事業所に対する調査の4ページの1つ目のご意見としてということで、アンケートでご質問いただいております。

保護者の働くことを支えるサービスが不足していますという場所ですね、1番上のところだと思えますけれども、障がい児のサービスは放課後等デイサービスの送迎が17時から18時ぐらいで、保護者がフルタイムで働いて帰ってくる頃に送迎ができるという体制がとれているのですが、障害者のサービスになると15時ぐらいに送迎が入るような形が多いというふうに聞いています。

児から者になって結局今までは18時ぐらいにお子さんが帰ってきたのが、者のサービスになると15時ぐらいになってしまって、結局その分働く時間が圧縮されてしまうというところ。特に母子家庭等のほうからです。母子家庭とかの親からのご相談が結構あるということで、支援する仕組みを検討する必要があると考えますがという問題提起をいただいているところです。

回答としては、今般の働き方についてはまさに多様化してきているのが正直なところだと思います。この働き方の多様化に対して障害福祉サービスの制度が追いついてないというふうに考えているところです。

しかしながら、法令遵守の中でサービス事業所の協力を仰ぎながらできることから改善していくという体制をとるのがいいですが、無理強いも出来ないところもあ

りますし、運営上の問題もあるかと思しますので、その辺の協力を挙げ仰ぎながら改善していく必要があるというふうには認識をしています。

○中山会長 ありがとうございます。

○浅井委員 基幹相談支援センターでも事業所とどうしていったらいいかを協議していただけたらと思っています。

○事務局 例えば連携会議で、グループディスカッションなどで意見を取りまとめ、サービス計画につなげていくなども一つの手段としてはできると思います。引き続き、今後のサービスの運営に生かしていただきたいというふうには考えております。

○中山会長 ありがとうございます。では、何か皆様から、ご意見があったらお願いします。

○中嶋委員 計画案の9ページの(3)地域生活支援の充実、拠点の整備ですが、例えば、医療行為が必要な知的障害の方たちとかはどうしても医療機関との連携が必要になるが非常に難しいところです。その辺りの医療機関と連携がどのくらい進んでいるのでしょうか。

○事務局 まだ、全然動けてないというのが正直なところです。今後、どうしていくか検討していくといった状況です。新光園や東医療センターや水光園もありますので、今後は協議させていただくことになってくるかと思えます。

○中山会長 私から19ページの③入所支援は福津市内に施設が1か所となるが、昭和学園の入所人数を、8年度までに2人減らすと捉えていいのですか。

○事務局 そうですね、計画上の作り込みとしてはそういう見方に結果としてなっています。ただし、市外の事業所も利用できるため、昭和学園だけということでもありません。

○中山会長 分かりました。23ページの③に、保育所等訪問支援であります。これは、保育所、幼稚園だけではなく小・中でも可能ですか。

○事務局 入ることが出来ます。委託に関してはよろしいですけども、事業の利用サービス名称が保育所等という形になっていくというところで小中学校の方も実際入っていただいております。

○中山会長 小・中学校はこのサービスにどれぐらい理解度があるのか。

○事務局 正直、小学校・中学校が受入れに難色を示されるのは、結構最近もあたりはしました。その子への関わり方を教員に伝える間接支援や、直接支援といって支援児へ直接的に支援することですけれども、教育現場に支援員が1人、教室に入るような形になるんですが、そうなってくるとその教室が落ち着かないなど、学校と



しては受入れに難色を示されることも多いです。基本保護者からの利用申出が原則になります。

学校から入ってくださいというものでもなくて、利用者保護者が、支援に入ってくださいという形で入って、計画相談員が学校とか、事業所、関連する皆さん集まって会議とかをしまして、必要性を共有していくのですが、なかなかうまくいっていないようです。

○後藤委員 結局、受入れてくださる先生は、とてもよく対応してくださるんですけど、それこそ必要だから言ってみたら、その学校で本来支援の先生たちがするような仕事を、結局回されてしまうとか、本来は、こうしたほうがこの子がクラスの中でもっと馴染みます。もっとこういった支援をしたら、入れますっていうのを助言することが本来だと思うんですけど、結局何か、付添いのことを求められているような状況があります。現在、月2日ぐらいが限度と聞いていますが、学校のほうから毎週来てくれて言われて行くけど、支援員の言うことがなかなか学校側に伝わらない状況があります。何というか学校の中でのサポートの質とかを上げていただけたらいいかと感じている。

○占部委員 教育の分野に福祉の専門職がほんと1人で入る形になるので、多分その分野のルールに従ってくださいみたいな感じになります。福祉のサービスの現場に利用される方が来られると私たちのフィールドでできるのですが、分野が違うので本当に理解していただかないと、なかなか連携って難しいです。

○後藤委員 コミュニケーションからだったら、学童とかになるとなおさら難しいです。

○事務局 保育所でも聞いたりしますが、職員が不足しているからということで、本来のサービスの趣旨とは違うことによって増えてきています。これが原因ではないとは思いますが、日数も2日が限度ですけども、支援が必要だから5日欲しいとかあったりします。一応福津市としては、5日が出す場合、理由書を提出いただいた中で支給決定をしてはいるんですけども、なかなかこれも終結が見えないというかですね、どこにゴールを置くかによって本来は、支援ができればそこで打ち切りですけども、何かずるずるといつてしまっている傾向があります。

○中山会長 そこはサービスの趣旨を理解してもらってあくまで付添いではなく、コンサルとしてですね。

○占部委員 一方で、小学校は、先生が足りてない。学校から家庭に、学校の先生、教員免許持っている人が近くにいませんかみたいなチラシが配布される。先生方も大変で、そもそも教育の現場も回ってないから補足的なところのあるのではないかと思います。

○花田委員 ちょっと放課後デイサービスのことが出ていましたけど、サービスの質の担保は大丈夫でしょうか。

○事務局 ここも確かに委員おっしゃるとおり、非常に大切なところかとは思っています。新規開設事業所を今後募っていく中では、教育、施設の運営モットーとか基本

方針をきちんと出していただきながら、よりよいサービス事業所に入っただけのようにとは思ってはいません。しかし、現在開設している事業所がこういったメニューでされているかは把握がしにくい状況です。今後の課題にはなってくるかと思えますので、ある程度、見据えながら新規事業の開設についてはより良い事業所を開設していただけるように尽力をしていきたいと考えます。

○浅井委員 基幹相談支援センターは保護者に対して放課後等デイサービスなどの提供事業所を探す支援をしているので、いずれは放課後等デイサービスの事業所の特色が把握できてくると思っています。今後はそういったことも踏まえ質を上げていけるようになったらいいかと思っています。

○中山会長 行政としてやっぱり質をある程度担保して、平準化がやっぱり必要だなというふうには思います。

○中嶋委員 質の担保に関連して、この質疑回答の質問4ですね。重心の方を支援していく上での質の担保っていうのも必要なかと思えます。教育委員会等と連携を今後図っていただくとか今後ありますでしょうか。

○事務局 情報連携をとって情報をある程度集めた上で、できることとできないことを見極めながら、また、体制も正直あると思うので、ニーズも含めて考えていく必要あるかなというふうには思うところはあります。

○麻生委員 新設校の創設が千載一遇じゃないかなとは思っています。重心の方を受け入れるいいモデル校になってもいいと思います。それをきっかけにして各小学校にとっても、連携を図るいいチャンスになると思います。

○事務局 貴重な意見をいただきまして、今日の話の中で庁舎内の連携というのが一番大きいところかなと。教育委員会も含めまして、先ほど言われた子ども子育てが介護に移行する高齢者であったり、やはり庁舎内での連携がどうしても課題なのかなというふうに思っております。その辺は、私どものほうもちょっと、なるべく連携が図れるような形を進めていきたいと思っています。

○中山会長 はい、よろしいでしょうか。では、この計画案についての議事もこれで終わりたいと思います。議事の三つ目その他になりますけれども何か事務局でありますか。

○事務局 今日皆さんに審議いただいた案ですが、修正などいろいろありましたので、それを反映して皆様にお配りをさせていただきます。それを基に今後の市の政策決定のほうを受けまして、パブリックコメントに進んでまいります。議会への説明も当然入ってきますが、それを示させていただいてパブリックコメントの結果が分かるのが大体2月の下旬ぐらいになる予定です。それを含んだところでもう1回この協議会のほうで、審議いただきたいと思っております。そこでこの場にて次回の協議会日程を調整させていただきます。

○事務局 次回の協議会は令和6年2月16日（金）の・でお願いします。部屋のほうはまたご案内をさせていただきたいと思えます。

中山会長、議事進行ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回福津市障害者施策推進協議会を終了とさせていただきます。